

令和元年台風第 19 号による法人府民税、事業税及び特別法人  
事業税又は地方法人特別税の申告期限等の延長について

この度の令和元年台風第 19 号により、被害を受けられました皆様方に、心からお見舞い申し上げます。

大阪府では、令和元年 10 月 12 日以降に申告期限等が到来する場合の法人府民税、法人事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告等について、以下のとおり期限延長の制度があります。

1. 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域（※）に主たる事務所等がある法人の皆様

災害等による期限の延長により、申告、申請及び納付等に関する期限が自動的に延長されま  
す。申請などの手続きは不要です。

※ 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び長野県の一部の地域

都道府県名	指 定 地 域
岩手県	久慈市、下閉伊郡普代村
宮城県	角田市、伊具郡丸森町
福島県	郡山市、いわき市、須賀川市、田村市、東白川郡矢祭町、石川郡石川町
茨城県	水戸市のうち秋成町、坏大野、愛宕町、飯富町、岩根町、大場町、上国井町、川又町、小泉町、渋井町、島田町、下入野町、下大野町、下国井町、水府町、田野町、田谷町、ちとせ一丁目から二丁目まで、中大野、東大野、平戸町、藤井町、元石川町、森戸町、吉沼町、若宮町、渡里町 久慈郡大子町
栃木県	栃木市 佐野市のうち赤坂町、朝日町、大蔵町、大古屋町、大橋町、庚申塚町、葛生西一丁目から二丁目まで、葛生東一丁目から二丁目まで、小中町、下羽田町、大町、田島町、天神町、天明町、並木町、船津川町、免鳥町
長野県	長野市のうち赤沼、大町、合戦場一丁目から三丁目まで、金箱、上駒沢、小島、三才、篠ノ井会、篠ノ井石川、篠ノ井有旅、篠ノ井岡田、篠ノ井御幣川、篠ノ井杵淵、篠ノ井小松原、篠ノ井小森、篠ノ井塩崎、篠ノ井東福寺、篠ノ井西寺尾、篠ノ井布施五明、篠ノ井布施高田、篠ノ井二ツ柳、篠ノ井山布施、篠ノ井横田、下駒沢、神明、津野、富竹、豊野町浅野、豊野町石、豊野町大倉、豊野町蟹沢、豊野町川谷、豊野町豊野、豊野町南郷、西三才、東犀南、穂保、松代温泉、松代町岩野、松代町大室、松代町小島田、松代町清野、松代町柴、松代町城東、松代町城北、松代町豊栄、松代町西条、松代町西寺尾、松代町東条、松代町東寺尾、松代町牧島、松代町松代、みこと川、皆神台、村山、柳原、若穂牛島、若穂川田、若穂保科、若穂綿内 千曲市のうち雨宮、粟佐、生萱、鋳物師屋、上山田温泉一丁目、上山田温泉三丁目、杭瀬下、杭瀬下一丁目から六丁目まで、桜堂、新田、須坂、力石、土口、戸倉温泉、中、八幡、若宮

2. 1以外の地域に主たる事業所等がある法人の皆様

【法人府民税】

法人税の申告期限に一致するため、税務署で延長申請が承認された場合は延長されます。

【法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税】

次のどちらかの延長申請ができます。延長については、法人税の取扱に準じて取り扱いますので、税務署へ提出した申請書の控の写しを添付してください。

(1) 大阪府税条例第11条による災害延長

申請様式 : 府税規則様式第17号 書類提出期限延長・納期限延長申請書

提出先 : 所管の府税事務所

提出期限 : 延長申請理由がやんだ後10日以内

適用範囲 : 申告、申請、請求その他書類の提出（不服申立てに関するものを除く）、  
納付、納入

(注) 大阪府以外に事務所等を有する場合は、各都道府県の条例によりそれぞれ申請が必要となります。

(2) 地方税法第72条の25または第72条の28による災害延長

申請様式 : 施行規則第13号様式 災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書

提出先 : 主たる事務所等が所在する都道府県

提出期限 : 事業年度終了の日から45日以内

適用範囲 : 確定申告

(注) 大阪府以外に主たる事務所等を有する法人については、主たる事務所等が所在する都道府県で延長申請の承認を受けた場合は、大阪府への申請は不要です。

詳しい取扱いについては、所管の府税事務所へお問い合わせください。